

## いすみ市猫よけ器貸出要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、市が保有する猫よけ器（超音波等を発生させることにより、猫を遠ざける効果を有する器具をいう。以下同じ。）を試用として貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 猫よけ器の貸出しの対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内に事業所を有する事業者
- (2) 猫による糞尿等の被害を防止し、又は軽減しようとする者
- (3) 猫よけ器を良好な状態で管理し、近隣の生活安全上支障がない方法で使用しようとする者

### (貸出申請等)

第3条 猫よけ器の貸出しを受けようとする者は、猫よけ器貸出申請書（別記様式）に市内に住所又は事業所を有することの証明書類（住民票、運転免許証、登記事項証明書等をいう。）の原本照合後の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、猫よけ器を貸し出すものとする。

### (貸出期間及び貸出回数)

第4条 猫よけ器の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して15日以内とし、1世帯又は1事業者当たり1回までとする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

2 猫よけ器の貸出期間の終了日が、いすみ市の休日を定める条例（平成17年いすみ市条例第2号）第1条に規定する休日に該当するときは、翌開庁日を貸出期間の終了日とする。

### (貸出台数及び使用場所)

第5条 猫よけ器の貸出台数は、1世帯又は1事業者当たり1台とし、その使用場所は、貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の市内の所有地又は借地とする。

### (貸出料)

第6条 猫よけ器の貸出しは、無料とする。ただし、猫よけ器の使用に必要な電池等に係る費用は、借受者の負担とする。

(借受者の責務)

第7条 借受者は、猫よけ器の取扱いについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意義務をもって管理すること。
- (2) 貸出しを受けた目的以外に使用しないこと。
- (3) 猫よけ器貸出申請書に記載した使用場所以外に持ち出して使用しないこと。
- (4) 第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 滅失又は毀損しないよう使用すること。
- (6) 使用した後は、清掃すること。
- (7) 貸出期間を厳守すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示した事項

(返却)

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに猫よけ器を貸出しを受けたときの状態に復して、市に返却しなければならない。

- (1) 猫よけ器の貸出期間が経過したとき。
- (2) 第2条に規定する対象者でなくなったとき。
- (3) 前条に規定する事項に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が猫よけ器の返却を指示したとき。

(損害の賠償等)

第9条 借受者の責めに帰すべき事由により、猫よけ器を毀損し、又は滅失したときは、借受者は、市長の指示する方法により弁償しなければならない。

2 猫よけ器の使用により、借受者が受けた被害及び借受者が第三者に与えた損害については、借受者がその責任を負うものとする。

(免責事項)

第10条 市長は、猫よけ器の貸出に起因する全ての事故、紛争等について、その責任を負わない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。